

# 教職員の働き方改革に関する取組方針

(令和5～9年度)



令和5年3月  
大衡村教育委員会

## <目 次>

- I 策定に当たって
  - 1 策定の趣旨・目的
  - 2 教職員の多忙化解消に係るこれまでの主な取組
  
- II 大衡村教育委員会及び村立学校の役割
  
- III 期間・目標
  - 1 期間
  - 2 目標・成果指標
  
- IV 取組の柱
  
- V 取組内容
  - 1 勤務時間の管理，在校時間の縮減
  - 2 学校閉庁日の設定
  - 3 部活動の適正な時間設定
  - 4 子どもと向き合う時間確保のための業務縮減
  - 5 その他
  
- VI 進行管理

# I 策定に当たって

---

## 1 策定の趣旨・目的

### (1) 取組方針の位置付け

- 本方針は、令和5年3月に策定された宮城県教育委員会「教職員の働き方改革に関する取組方針」を受け、大衡村教育委員会及び村立学校による「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すものである。

### (2) 現状・課題

- 「教職員の長時間労働の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務である」（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針より）
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月中教審答申）では、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」のため、これまで学校が担ってきた業務についての仕分けが明示された。その上で、業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減したりすることではなく、学校として子どもたちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するかを判断することであるとされた。
- 学校現場においては、令和元年度以降GIGAスクール構想の実現が急速に推進された。それにより、学校に高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）が整備され、小・中学校においては一人一台ICT端末が配備される等、教育環境が大きく変化している。教員は、個別最適な学び、協働的な学びを実現するために、このような教育の情報化への対応が求められる。
- 教職員の在校時間について、令和3年度の「正規勤務時間外における月80時間」を超える市町村立小学校の教職員は9.6%、中学校の教職員は32.9%であり、新型コロナウイルス感染症が、発生する以前の平成30年度と比較すると小学校は0.8%、中学校は13.2%の減少とやや改善はみられるものの、特に中学校については依然として高い状況にある。
- 教員は、授業以外にも校務分掌、部活動の指導等に多くの時間を割かれている。それに加え、いじめ対応や不登校児童生徒支援、学力向上のための学習指導上の課題、保護者や地域の方々からの相談や要望への対応等が増加し、教員に求められる役割と業務が拡大している。
- 令和2年度から段階的に実施されている学習指導要領では、従来のな学習・教科指導に加えて、主体的、対話的で深い学びの実現に向けての授業改善が求められている。

- 小・中学校においては通級児童の増加や部活動の地域移行等，新たな課題に取り組む必要がある。
- 部活動は，生徒の主体的，自発的な参加により行われ，資質・能力の育成に資する学校教育活動の一環として学習指導要領上，明確に位置付けられている一方，中学校においては休日を含めた長時間勤務の大きな要因の一つとなっている。中学校においては令和5年度以降，休日の部活動の段階的な地域移行を進めるための課題整理が急務となっている。

### (3) 策定の趣旨・目的

- こうした課題の解決に向けて，本方針を策定し，教職員の長時間勤務の縮減と教職生活の充実・職場満足度の向上を両輪とし，働きやすい環境の整備に努める。県教育委員会により教職員一人一人の働き方に対する意識改革のもと，個人でできること，教職員の協働によりできること，管理職を中心とした学校組織全体で取り組むこと，学校現場をサポートする教育委員会として取り組むことに整理されたことを基に学校における働き方改革を推進する。
- 多忙化の抜本的な解消には，国による定数改善や教員以外の業務を行う支援員等のマンパワーが必要不可欠であるが，国の対応を待つだけでなく，県教育委員会の指導のもと，村教育委員会，学校現場及び関係団体が，働き方改革に向けた認識を共有し，できることから着実に改善に向けた取組を行うこととする。

#### <働き方改革の目的>

教職員の働き方改革の目的は次の4つとする。

- (1) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と教職生活の充実を図り，教職員自身が熱意を持って働き続け，学び続けられる，持続可能な働き方を実現する。
- (2) 学校を取り巻く課題が多様化，複雑化する中で，教職員一人一人が役割を担い，持ち味を發揮しながら協調・貢献できる，外部人材活用も含めたチーム学校としての協働体制の構築を進める。
- (3) 教職員の働き方の意識変容を進めるとともに，教職員の Well-being を追求することにより，学校の教育活動の質を高め，児童生徒の「学び」を一層豊かなものとする。
- (4) 「子どもと向き合う時間」を確保し学校教育の質の維持と向上を図る。

### (4) 取組に当たっての留意事項

- 本取組方針を村立学校全教職員に周知し，意識改革を図るとともに，保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら取組を推進する。
- 目標（長時間勤務の縮減：後述）の達成が目的化し，本来の教育活動に支障や持ち帰り業務が生じることとならないよう十分留意して取組を推進する。

- 国の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」、「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針」等を踏まえて、取組を推進する。
- 国や県から求められている項目のうち、本方針に記載していない項目については、学校現場や他自治体の状況も踏まえながら、適切に対応するよう努める。

## 2 教職員の多忙化解消に係る大衡村教育委員会のこれまでの主な取組

- 毎月学校から提出される「教職員の正規の勤務時間外における在校時間調査」の結果を踏まえ、管理職に対して教職員の適切な勤務時間の管理について継続的に指導を行っている。
- 事務職員の業務の効率化を目的に、平成26年から学校事務の共同実施を実施している。事務職員同士の知識と経験の共有がなされ、合理的かつ効率的に業務を進めている。
- 平成30年4月の小・中学校PTA総会において、教育委員会として「教職員の長時間勤務解消に向けてのご理解とご協力について」の文書配布し、教育長が保護者に対して村立学校の教職員の長時間勤務の現状を訴え、小・中学校とも「毎週水曜日を定時退勤日とすること」と中学校においては「毎週土日のいずれかは部活動を休止とすることを基本として活動すること」に対する理解を図った。
- 平成30年度から教職員の学校業務に対する負担軽減を目的に、小・中学校に「校務支援システム」を導入し、多忙化の解消を図った。
- 平成30年11月に県の指導のもと、「部活動の在り方に関する方針」を策定し、中学校に対し適正な部活動の実施について指導を行った。
- 令和2年度から小・中学校に対し、多忙化解消と新型コロナウイルス感染症対応を目的とした教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を配置し、学校現場の負担軽減を図った。
- 令和4年度から、おおひら子どもの心のケアハウス「ききょうルーム」による学校支援及び家庭支援を行った。
- 令和4年度、中学校生活支援員の拡充を図った。
- 学校教育活動における地域人材等や地域企業との連絡調整を行っている。

## II 大衡村教育委員会及び村立学校の役割

---

### 1 大衡村教育委員会

大衡村教育委員会は、村立学校における教職員の多忙化解消に向け、学校現場の勤務環境の改善に向けた働き掛け及び支援を行う。また、本方針の意義や内容等について家庭や地域等の理解と協力を得られるよう、周知に努める。

## 2 村立学校

村立学校においては、全教職員の共通理解のもと、校長をはじめとした管理職のリーダーシップにより、教職員の働き方改革に向けた意識改革を着実に進め、取組を実施する。

# Ⅲ 期間・目標

## 1 期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

## 2 目標・成果指標

国や県よる働き方改革の動きを踏まえ、目標を「長時間勤務の縮減」及び「ワーク・エンゲイジメントの向上」とする。

- 「長時間勤務の縮減」  
正規の勤務時間外の在校時間について（全校種）  
(1) 1ヶ月で45時間、1年間で360時間を超えないこと。  
(2) 月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ、令和9年度までゼロとする。
- 「ワーク・エンゲイジメントの向上」  
教職員が健康で、仕事に誇りを持ち、仕事に情熱を注ぎ、仕事から活力を得て生き生きとすることで、教職員個人が充実するだけでなく、学校や教育委員会の組織も活性化していくことを目指す。

※「ワーク・エンゲイジメント」とは、仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として『仕事から活力を得ていきいきとしている』（活力）、『仕事にやりがいを感じている』（熱意）、『仕事に熱心に取り組んでいる』（没頭）の3つが揃った状態として定義される。つまり、ワーク・エンゲイジメントが高い人は、仕事に誇りとやりがいを感じ、熱心に取り組む、仕事から活力得て、いきいきとしている状態にあると言える。」（令和元年度版厚生労働省「労働経済の分析（労働経済白書）」より）

# Ⅳ 取組の方針

上記の目標を達成するため、次の2つの方針を柱として取組を推進する。

- 1 業務改善・削減による在校等時間の縮減
- 2 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上

## V 取組内容

---

### 1 業務改善・削減による在校等時間の縮減

#### (1) 客観的な勤務時間管理の浸透及び推進

- 客観的な勤務時間の把握の手法として、令和2年度より小・中学校にタイムカードを導入し、在校時間の管理を行っている。学校ごとのデータを可視化し、教職員の働き方について意識変容につなげる。
- 「30・10運動」(自身の通常の退庁時刻より30分早く帰り、1か月当たり10時間の在校等時間の削減を目指すもの)を働き掛け、教職員のタイムマネジメントの力を育成する。

#### (2) ICTの利活用推進

- 「校務支援システム」の導入効果が発揮されるよう、基礎操作研修会を実施し、校務分掌等の事務処理の効率化かつ効果的な電子化を進める。
- 会議や研修のオンライン化、会議資料の電子化・ペーパーレス化を進める。
- 学校現場の意見を取り入れながら、ICT機器の整備、また必要に応じてシステムを改修する。
- 自動採点機能を含む学習支援システム等のDXの導入について検討していく。

#### (3) 外部人材の活用を含めた「チーム学校」づくり

- スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、部活動指導員との積極的な協働を図る。
- 教員の業務を補助する教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の配置を継続する。
- 大学や民間事業者等の知見を活用した学校研修、学校活動への支援を行い、業務の改善、教育の質の向上を図る。
- 小学校における専科教員の配置充実等について支援する。
- 働き方改革に関する取組について、保護者や地域、民間団体等に対して、学校の負担軽減に向け、理解と協力を得る。

#### (4) 業務に係る役割分担と適正化、業務改善

- 校務分掌の平準化及び、教員の適正・志向と育成の観点に基づく適材適所の校内組織構築の推進を支援する。
- 学校で授業時数について点検し、特に、標準時数を大幅に上回っている(年間1,086単位時間以上)学校は見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直しを行うよう助言する。
- 学校行事の精選・重点化を行い、規模・内容の縮小、準備の簡素化・省力化、地域連携等による負担軽減等を図るよう促す。

(5) 学校閉庁日，定時退勤日の設定

- 大衡村役場の定時退庁日に合わせ，小・中学校共に基本的に水曜日を定時退庁日とすることとする。行事等の関係で水曜日に設定が難しい場合は，1週間のうち平日1日は定時退庁日とするよう働き掛けを行う。
- 学校の実情に応じて最終退校時間を設定するよう働き掛けを行う。
- 教職員に，夏季休暇・年次有給休暇等の取得を推奨するため，条例・規則に基づいた取扱いではないが，夏季休業中の一定期間に学校業務(部活動指導，課外授業，補習，進路指導，会議・研修等)を行わない「学校閉庁日」を設けるものとする。
- 期間については，例えば8月のお盆の前後を「リフレッシュウィーク」とし，同一期間内に平日3日以上为学校閉庁日を設定する等，より多くの教職員が一堂に休暇を習得しやすい期間に設定する。
- 年末年始(12月29日から1月3日)は，「学校職員の勤務時間，休暇に関する条例」第9条において，「勤務を要しない日」となることから，特に勤務することを命じられたものを除き，一切の学校業務を行わないこととし，教職員の休日確保する。
- 各学校は，緊急連絡体制を整備し，年末年始は完全業務停止であることを保護者に周知する。
- 学校閉庁日の期間は，各学校の実情により設定するものとするが，例えば，12月27日から1月5日までの期間に2日間を設定する等，より多くの教職員が一堂に休暇を取りやすい期間に設定する。
- 緊急時の対応や動植物の管理等，学校管理運営上必要な業務のために管理職等必要最低限の教職員の出勤を妨げるものではないが，学校業務は行わないものとする。
- 学校は，緊急時の対応を明確にし，学校閉庁日の設定趣旨も含め，学校業務を行わないことについて誤解を招くことがないように，児童生徒や保護者に対して説明及び周知を行う。
- 夏期の一定期間は，教育委員会主催の研修・会議等の設定を自粛する。

(6) 勤務時間外における電話対応

- 音声メッセージ付留守番電話の設置等により，教職員の勤務時間の適正化を支援する。
- 電子メール等のICTツールを利用した連絡体制を整備する。

(7) 部活動の適正化

- 国と県の「学校部活動と地域のクラブ等のガイドライン」，村の「部活動の在り方に関する方針」に定める運用状況を把握し，学校に対して適切な休養日及び活動時間の設定に関して指導・助言を行う。
- 生徒・保護者に対して，学校における部活動の位置付けやあり方等について理解を求める。
- 夏季の一定期間，年末年始(当該期間直後も含む)及び土曜日と祝日が重なる日に，公式試合が開催されないよう関係団体(中体連等)に継続して要請する。

- 学校の実情に合わせ、持続可能の観点から部活動数を見直し、統廃合についての校内規定等の整備を進められるよう支援する。
- 学校の実情に応じて、部活動を極力複数顧問制にすることで、役割分担や負担の軽減を図れるよう支援する。
- 学校の実情に応じて、1週間のうち平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を部活動休養日とする。

## 2 教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上

### (1) 学校長のリーダーシップ、マネジメント力向上への支援

- 学校長による学校経営を支援するため、月1回校長会において、児童生徒・教職員に関わる情報や学校運営に関する情報等を共有し、助言・支援を行う。
- 教職員に対して時間管理に関する研修や管理職のマネジメント力等向上研修を実施する。

### (2) 協働性・同僚性向上の支援

- 教職員自らが対話的・自律的に学校の課題を解決する文化・風土を醸成するため、学校における業務改善を支援し、教育環境の改善と教職員のモチベーションの向上を図る。

### (3) ワーク・エンゲージメント向上の分析

- 県教育委員会による取組状況調査項目を参考に状況を把握し、また、大衡村で行っているストレスチェック等を活用し、課題解決につなげる。

## 3 その他

### (1) 学校事務共同化の推進

- 事務職員の業務の効率化を目的に、平成26年から実施している学校事務の共同化をさらに推進し、小・中学校事務職員の負担軽減に努める。

## VI 進行管理

---

取組の着実な実行を図るため、在校時間の調査や毎年度の取組について検証を行うとともに、国や県の動向や学校の状況を踏まえ、随時方針の見直しを行う。